医療局職員について地方公営企業法第 39 条第2項に規定する職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

事務局次長、総看護師長及び副総看護師長

岩手県規則第56号

医療局職員について地方公営企業法第39条第2項に規定する職を定める規則の一部を改正する規則 医療局職員について地方公営企業法第39条第2項に規定する職を定める規則(昭和40年岩手県規則第65号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職)	(職)
第2条 [略]	第2条 [略]
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]
(3) 県立の病院及び病院附属診療所の院長、副	(3) 県立の病院及び病院附属診療所の院長 <u>、統</u>
院長、救命救急センター長、周産期医療センタ	<u>括副院長</u> 、副院長、救命救急センター長、周産
ー長、部長、 <u>診療センター長</u> 、病理診断センタ	期医療センター長、部長、 <u>脳神経センター長、</u>
ー長、科長、室長、科医長、副救命救急センタ	呼吸器センター長、消化器センター長、循環器
一長、部次長、科次長、室次長、診療所長、事	センター長、腎センター長、小児・周産期セン
務局長、主幹、技術主幹、事務局次長、総看護	<u>ター長</u> 、病理診断センター長、科長、室長、科
師長及び副総看護師長	医長、副救命救急センター長、部次長 <u>、副脳神</u>
	経センター長、副呼吸器センター長、副消化器
	センター長、副循環器センター長、副腎センタ
	<u>ー長、副小児・周産期センター長</u> 、科次長、室
	次長 <u>、地域診療センター長、副地域診療センタ</u>
	<u>一長</u> 、診療所長、事務局長、主幹、技術主幹、

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。